

## 入院時の食費について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 入院時の食費の見直しに関するこれまでの医療保険部会での主な意見

※御議論を事務局において整理したもの

### 第170回医療保険部会(令和5年11月9日)

- 食材費等が大きく高騰していることを踏まえると入院時の食費を引き上げることはやむを得ないのではないか。
- 標準負担額(自己負担)は食材費と調理費が含まれるとされていることを踏まえると、食材費等の高騰については標準負担額の引上げにより対応すべきではないか。併せて、保険給付分への影響についても検討すべきではないか。
- 引き上げ額については、介護の食費との差、家計支出等も踏まえて適切な額になるように検討することが必要ではないか。

## 入院時の食費をめぐる状況

○ 病院給食の委託単価は、公定価格（1,920円）を上回る状況。昨今の食材料費等の高騰によりその差が拡大。

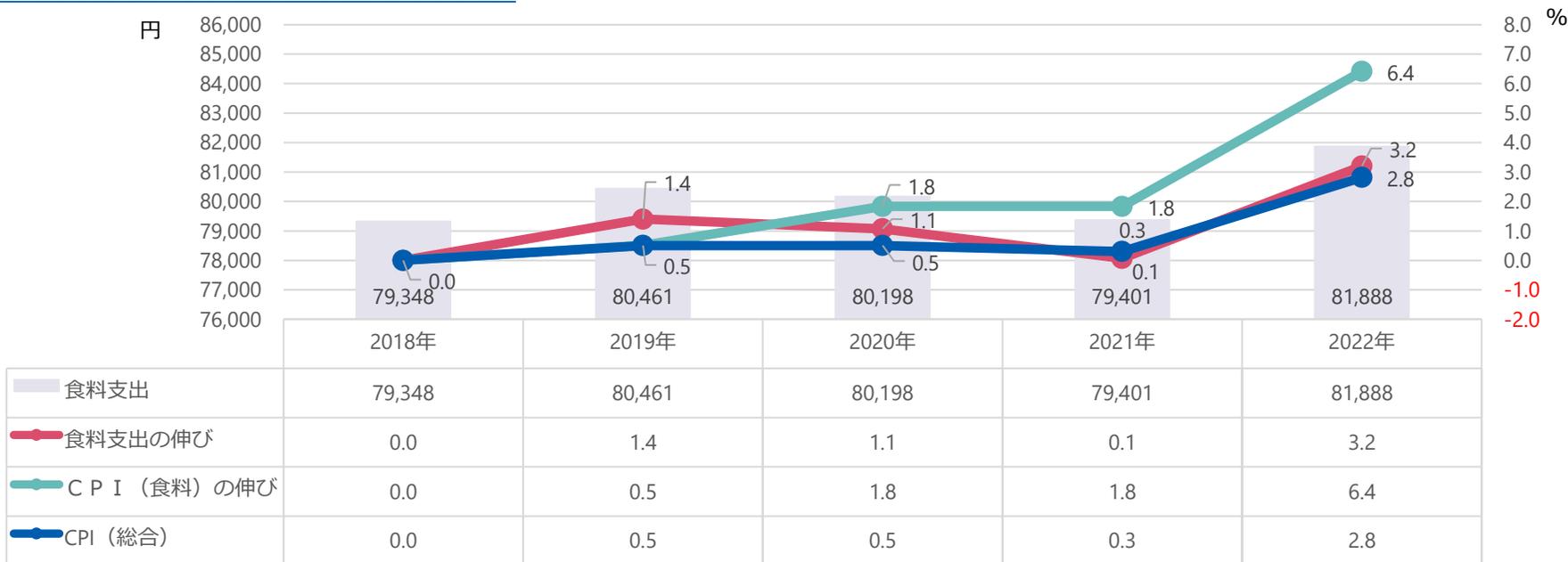
### ■ 病院給食の委託単価【医療分野】

	①2018年	②2021年	③2022年
病院給食の委託単価	1,796円	<b>1,962円</b>	<b>1,997円</b>
入院時の食費の総額 (1,920円)との差額	-124円 (-6%)	<b>+42円</b> <b>(+2%)</b>	<b>+77円</b> <b>(+4%)</b>

出典：公益社団法人日本メディカル給食協会調べ（各年10月時点の状況）※ 税込み価格

○ 家計の食費支出は近年大幅に上昇。

### ■ 消費者物価指数・食費支出の動向

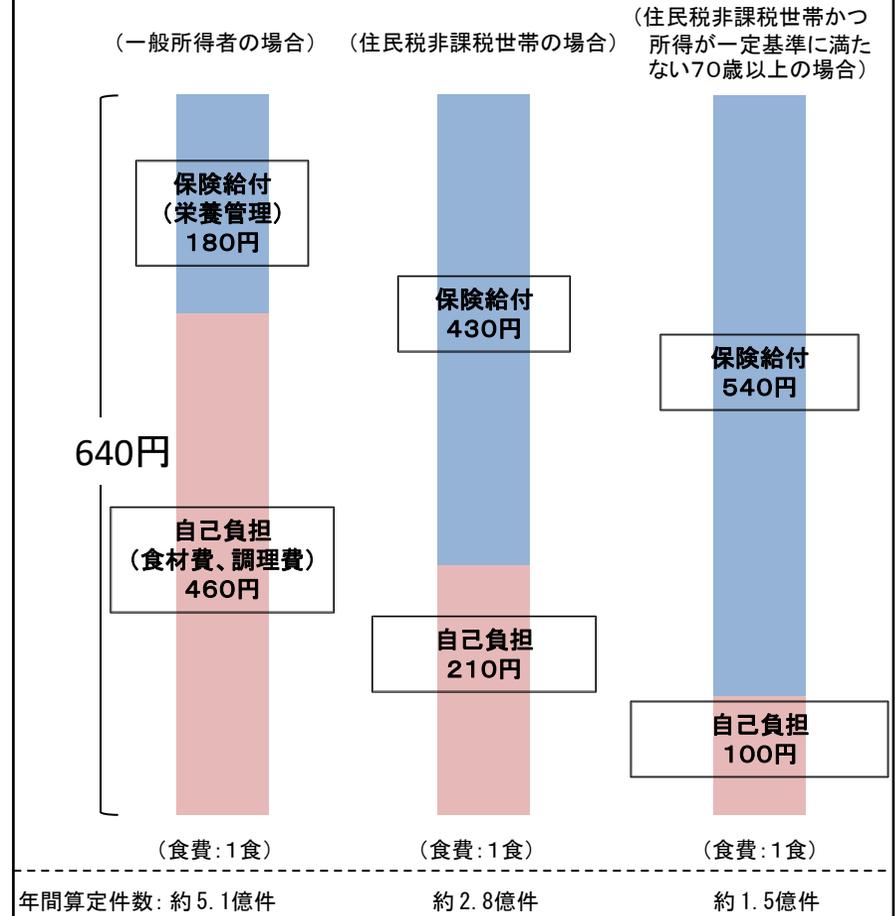


出典：総務省「消費者物価指数」、総務省「家計調査」

# 入院時食事療養費の概要

- 入院時に必要な食費は、1食あたりの総額と自己負担を国が定め、その差額を保険給付(入院時食事療養費)として支給している。
- 「入院時食事療養費(保険給付)」  
＝「食事療養基準額(総額)」－  
「標準負担額(自己負担)」
- 支給方法は、各保険者が被保険者に代わり保険医療機関に直接支払う現物給付方式。

## ＜現状の仕組み＞ 入院時食事療養費



出典：NDBデータより推計。入院時生活療養費に係る食費の算定件数も含む。住民税非課税世帯については、入院90日以後、保険給付480円・自己負担160円になる場合の件数も含む。

## 「入院時食事療養費制度」発足以来の食事療養費等の変遷

		総額	自己負担	保険給付
H6.10	1日あたりで算定	1900円	600円	1300円
H8.10			760円	1140円
H9.4		1920円		1160円
H13.1			780円	1140円
H18.4	1食あたりで算定	640円 (1日当たり1920円)	260円	380円
H28.4			360円	280円
H30.4			460円(※)	180円

※介護保険の入所者の食費の基準費用額：  
約482円(1食あたり換算)

## 参照条文

### ○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

#### （入院時食事療養費）

**第八十五条** 被保険者（特定長期入院被保険者を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

**2** 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等（介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

**3** 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

**4** 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

**5～9** （略）

## 入院時の食費の見直し

- 入院時の食費について、昨今の食材費等は特に足下で大きく高騰しており、また、介護保険の食費の自己負担は一食当たり約482円であり、入院時の食費との差は22円となっている。
- 家計における食事支出や介護保険の食費も参照しつつ、食材費等の高騰を踏まえた対応を行う観点から、入院時の食費を例えば30円引き上げること  
としてはどうか。

※入院時の食費と同様の価格設定がされている入院時の生活療養費の食費分についても同様の見直しを検討。  
※入院時の食費の総額の観点から、中央社会保険医療協議会での議論も行われているところ。  
※中央社会保険医療協議会においては、別途、入院時の栄養管理体制の充実も含めた評価の在り方について検討。  
※見直しの施行日については、2024年度予算編成過程を経て決定。